

姫路獨協大学奨学生規程

(平成14年2月14日制定)
改正 平成16年3月26日
平成16年12月16日
平成18年2月23日
平成20年9月18日
平成23年3月29日
平成24年3月22日
平成25年3月28日
平成27年12月17日

姫路獨協大学奨学生規程（昭和63年3月17日制定）の一部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、優秀な資質を有する者並びに経済的理由により学業に支障をきたしている者に対し姫路獨協大学奨学金（以下「奨学金」という。）を支給し、学業を奨励し有為な人材の育成に資することを目的とする。

（奨学金の種類等）

第2条 奨学金の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 奨学金
- (2) 学業支援奨学金
- (3) 特別学業支援奨学金
- (4) 緊急支援奨学金
- (5) 外国人留学生奨学金
- (6) 海外留学奨学金
- (7) 海外語学研修奨学金
- (8) 遠隔地予約奨学金

2 前項第7号に規定する奨学金については別に定める。

（資格）

第2条の2 奨学金の支給を受けることのできる者（以下「奨学生」という。）は、別に定める姫路獨協大学奨学生選考基準に達した者とする。

（対象者、支給人数、支給金額等）

第3条 第2条第1項第1号から第6号及び第8号に規定する奨学金の対象者、支給人数及び支給金額は別表のとおりとする。

2 第2条第1項の各号に規定する奨学金は、併せて支給することができない。

- 3 姫路獨協大学特待生規程、姫路獨協大学地域連携指定高等学校制度に関する授業料減免取扱要項及び姫路獨協大学シニア割引制度に関する授業料減免取扱要項に基づき授業料の減免を受けた者には、第2条第1項に規定する奨学金を併せて支給することができない。

(支給期間)

第4条 第2条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号に規定する奨学金を支給する期間は、1年間とし年度ごとに出願するものとする。

- 2 第2条第1項第4号に規定する奨学金を支給する期間は、半年間または1年間とする。
- 3 第2条第1項第6号に規定する奨学金を支給する期間は、原則として留学の期間とし最長1年間とする。
- 4 第2条第1項第8号に規定する奨学金を支給する期間は、最短修業年限とする。

(支給方法)

第5条 第2条第1項第1号、第2号、第3号、第5号及び第8号に規定する奨学金は、原則として2回に分けて支給する。

- 2 第2条第1項第4号に規定する奨学金は、1回または2回に分けて支給する。

(募集)

第6条 奨学生の募集については、学生部の掲示板に公示することにより行う。

(申請)

第7条 奨学金の支給を受けようとする者は、学長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく申請をする者は、奨学生申請書を所定の期日までに学生課に提出しなければならない。
- 3 第2条第1項第2号から第4号及び第8号に規定する奨学金を申請する者は、申請者本人の経済状況の困窮度を説明する資料を提出しなければならない。

(決定通知)

第8条 奨学生の決定通知は、学生部の掲示板に公示することにより行う。

- 2 第2条第1項第1号から4号及び第6号、第8号に規定する奨学生については、前項の通知とともに連帯保証人あてに行う。

(奨学生選考委員会)

第9条 奨学生の選考及び奨学金に関する事項を審議するため、奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 学生部長

(2) 学群及び各学部学生委員から各1名

(3) 学生部事務部長

(4) 学生部学生課長

3 前項に規定する者の他、第2条第1項第5号及び第6号に規定する奨学生の選考を行うときは国際交流センター長を委員に加えることができる。

4 第2項第2号に規程する委員は、代理出席をもって充てることができる。

5 委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(選考)

第10条 奨学生は、委員会の議を経て学長が決定する。

(異動の届出)

第11条 奨学生は、本人の氏名及び住所等の変更があるときは、直ちに学長に届け出なければならない。

(支給の停止、返還)

第12条 奨学生の休学、退学又は姫路獨協大学学則第55条若しくは姫路獨協大学大学院学則第40条に規定する懲戒を受けたときは、奨学金の支給を停止し、返還を求めることがある。

(庶務)

第13条 奨学生及び委員会に関する庶務は、学生課が行う。

附 則 (平成14年 規程第4号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年 規程第9号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年 規程第26号)

この規程は、平成16年12月16日から施行する。

附 則 (平成18年 規程第4号)

この規程は、平成18年2月23日から施行する。

附 則（平成20年 規程第13号）

この規程は、平成20年9月18日から施行する。

附 則（平成23年 規程第16号）

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則（平成24年 規程第11号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 規程第13号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 規程第25号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第9条第2項第2号の規定にかかわらず、人間社会学群の学年進行が完成するまでの間、外国語学部、法学部及び経済情報学部から選出の委員のうち1名が学群の委員を兼務するものとする。